四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千九百七十一億円
内訳（別表のとおり）
六千九百四十二億五千二百九十七万三千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成三十年五月二十五日

十　発行日　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

十一　発行価格　（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成三十年五月二十四日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成三十年五月二十五日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百三十四回）	○・六％	平成三十六年六月二十日	二百六十億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十五回）	○・五％	平成三十六年九月二十日	五十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十九回）	○・四％	平成三十七年六月二十日	百六十一億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	七十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十二回）	二・一％	平成三十六年九月二十日	八百九十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・〇％	平成三十六年十二月二十日	三百九十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十四回）	二・一％	平成三十六年十二月二十日	八十三億円
利付国庫債券（二十年）（第七十五回）	二・一％	平成三十七年三月二十日	百五十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	七十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十七回）	二・〇％	平成三十七年三月二十日	二百六十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	三百十九億円
利付国庫債券（二十年）（第七十九回）	二・〇％	平成三十七年六月二十日	七十億円
利付国庫債券（二十年）（第八十回）	二・一％	平成三十七年六月二十日	六十六億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	百十九億円
利付国庫債券（二十年）（第八十二回）	二・一％	平成三十七年九月二十日	四十二億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	百十四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	二・三％	平成三十八年三月二十日	百八十四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十七回）	二・二％	平成三十八年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十回）	二・二％	平成三十八年九月二十日	六億円
利付国庫債券（二十年）（第九十一回）	二・三％	平成三十八年九月二十日	三十六億円
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・〇％	平成三十九年三月二十日	三百三十四億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	三百二十九億円
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	百十八億円